# おくやみのしおり

### ~ 今後のお手続きのご案内 ~

このたびは、謹んでおくやみ申し上げます。

今後、保険証返納や年金の未支給・遺族年金の請求、各種振込・引落口座変更、介護保険の手続きなど、さまざまなお手続きが必要となります。

その際には、戸籍関係や住民票関係の証明書が必要となります ので、よりスムーズにご案内できるよう「おくやみのしおり」を 作成いたしました。

はじめに、町民生活課(総合窓口)にて受付を行い、その後、 関係各課へご案内いたします。

※手続きの内容によっては、時間を要する場合もありますので時間に余裕をもってお越しください。



町民生活課 町民班 TelO223-34-1113(直通)

○ 手続き関係チェックシート	1・2ページ
〇 死亡に伴う手続きについて	
• 住民異動(世帯主変更) • 印鑑登録証 • 個人番号カード等に 関すること	3ページ
• 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること	3ページ
• 年金に関すること	4ページ
・ 福祉・児童福祉に関すること	4ページ
• 税金に関すること	4ページ
• 土地・建物に関すること	5ページ
• その他(役場関係)に関すること	5ページ
• 国・県等への手続きに関すること	5ページ
○ 相続に関する専門家の相談について	6ページ
〇 住民票・戸籍の取得について	7ページ
○ 委任状・郵便請求に関するご案内	8ページ
О Х Е	9ページ
○ 各種様式(委任状・郵便請求)	別紙1~3
〇 役場庁舎案内図	

## 手続き関係チェックシート

亡くなられた方についてお伺いします。該当するところのチェック欄に「✔」を付けてください。

項目			チェック	必要な手続き等
	1	世帯主でしたか		世帯主変更の手続きが必要です [3ページへ]
住	2	印鑑登録をしていましたか		印鑑登録証を返還してください [3ページへ]
民 登 録	3	個人番号カード・住民基本台帳 カードをお持ちでしたか		手続き及び返還は不要です
	4	特別永住者証明書・在留カードを お持ちでしたか		特別永住者証明書・在留カードの返 還が必要です [3ページへ]
		加入していた健康保険は何ですか		
/2+h		国民健康保険		葬祭費の請求が必要です [3ページへ]
健   康   保	5	後期高齢者医療保険		相続人代表者指定届の提出、葬祭費の請求が必要です [3ページへ]
険		社会保険・共済組合等		必要な手続きについては、会社や組合に お問い合わせください [3ページへ]
		不明		保険証を役場にお持ちください
		加入していた年金は何ですか		
年		国民年金		必要な手続きについては、担当課にお問 い合わせください [4ページへ]
- <del></del>	6	厚生年金・共済年金・企業年金		必要な手続きについては、会社や組合に お問い合わせください
		不明		年金に関する書類を役場にお持ちく ださい
	7	各種障害者手帳をお持ちでしたか		手帳の返還が必要です [4ページへ]
福	8	心身障害者医療費助成を受けてい ましたか		受給者証の返還が必要です [4ページへ]
祉	9	自立支援医療を受けていましたか		受給者証の返還が必要です [4ページへ]
	10	65歳以上でしたか		介護保険被険者証の返還が必要です [4ページへ]
児童福祉	11	児童手当・児童扶養手当・特別児 童扶養手当・子ども医療費助成・ 母子父子家庭医療費助成等を受け ていましたか		必要な手続きについては、担当課に お問い合わせください [4ページへ]
	12	保育所(園)、幼稚園、児童クラ ブを利用していましたか		必要な手続きについては、利用施設または担当課にお問い合わせください [4ページへ]

## 手続き関係チェックシート

亡くなられた方についてお伺いします。該当するところのチェック欄に「✔」を付けてください。

項目	. 0. 5	1000000000000000000000000000000000000	チェック	必要な手続き等
	14	町県民税を納めていましたか		相続人代表者指定届の提出が必要 です [4ページへ]
	15	固定資産税を納めていましたか		相続人代表者指定届の提出が必要です [4ページへ]
税金	16	125cc以下のバイク等を持っていま したか		名義変更または廃車の手続きが必 要です [4ページへ]
	17	町民税を口座振替にしていましたか		ロ座の変更等が必要です [4ページへ]
	18	相続税の対象となる資産を持ってい ましたか		必要な手続きについては税務署に お問い合わせください [4ページへ]
土	19	土地・建物(登記済み)をお持ちでしたか		相続登記の手続きが必要です [5ページへ]
地 • 建	20	登記をしていない建物をお持ちでし たか		名義変更の手続きが必要です [5ページへ]
物	21	農地をお持ちでしたか		相続登記の手続きが必要です [5ページへ]
+ 7	22	上下水道の契約者でしたか		名義変更等の手続きが必要です [5ページへ]
犬の道	23	町営住宅に入居されていましたか		人数変更、退去届等の手続きが必 要です [5ページへ]
録町きお住		犬を飼っていましたか		登録内容変更の手続きが必要です [5ページへ]
墓宅	25	お墓などを所有していましたか		必要な手続きについては、担当課 にお問い合わせください [5ページへ]
	26	運転免許証をお持ちでしたか		
	27	車両等をお持ちでしたか		
	28	県営住宅に入居されていましたか		
そ	29	恩給をもらっていましたか		
での他	30	電気・ガス・電話・浄化槽・NHK 受信料などの契約者でしたか		必要な手続きについてはお問い 合わせください [5ページへ]
	31	生命保険に加入していましたか		
	32	金融機関に預金がありましたか		
	33	クレジットカードをお持ちでしたか		
	34	新聞・雑誌等の購読をしていました か		

## 死亡に伴う手続きについて

【官公庁の手続き】 ※役場での手続きは課名を表示しております。

	主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
	世帯主の変更 (3人以上の世帯で世帯主 が亡くなったとき)	• 世帯主変更	□ 来庁者の本人確認書 類(運転免許証等) □ 委任状(別世帯の方 が手続きする場合)	町民生活課
	印鑑登録証	・ 印鑑登録証 の返還	□ 亡くなった方の印鑑 登録証	0223-34-1113
住	住民基本台帳カード 個人番号カード 通知カード	• 手続き及び災	     区還は不要です。	
民 異 動		<ul><li>特別永住者</li><li>証・在留</li><li>カードの返</li><li>還</li></ul>	□ 亡くなった方の特別 永住者証明書 □ 亡くなった方の在留 カード	仙台出入国在 留管理局 0570-022259
	 特別永住者証明書  在留カード 	下記までおき 〒135-006 東京都江東[	L	
	国民健康保険	・ 葬祭費の請 求 ※世帯主が死亡 険者証の差替	□ 亡くなった方の被保 険者証 □ 会葬礼状等 ※喪主(喪主を立て ない場合は施主)名 の確認できるもの □ 喪主等の方の通帳 □ 来庁者の本人確認書 類(運転免許証等) の場合は世帯員の被保 が必要です。	健康推進課
健康保険	後期高齢者医療保険	<ul><li>葬祭費の請求</li><li>相続人代表指定届の提出</li></ul>	□ 亡くなった方の被保 険者証 □ 会葬礼状等 ※喪主(喪主を立て ない場合は施主)の確認できるもの □ 喪主等の方の通帳 □ 来庁者の本人確認書 類(運転免許証等) □ 相続人代表者の方の 通帳	保険年金班 0223-34-0501
	社会保険・共済組合等	・ 会社や組合の保険担当の方にお問い合わせください。		

	主な手続きの種類	手続きの内容・必要なもの・手	続き窓口
		金わせください。  保険	推進課年金班
	国民年金•厚生年金	※ 年金事務所でのご相談・お手続きの	3-34-0501
年			南年金事務所
金		<b>☎</b> 0570-05-4890 (ナビダイヤル) 022-	-246-5111
		平日 8:30~17:15	
		<ul><li>加入中の場合は会社等の年金担当の方にお問ください。</li></ul>	切い合わせ
	共済年金•企業年金等	<ul><li>年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に いる連絡先にお問い合わせください。</li></ul>	記載されて
	  各種障害者手帳	<ul><li>手帳等の返 口 各種障害者の手帳</li><li>還 口 認印 (生肉を使うもの)</li></ul>	
— — — 福	心身障害者医療費助成	口 相続人の口座のわかるもの(心身障害者 医療費助成のみ)       0223	課 3-34-1114
祉	  自立支援医療	の返還 □ 受給者証	
		□ 認印 (朱肉を使うもの)	^=#==
	介護保険	保険 □ 負担割合証・限度額 ↑ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	介護課 保険班 3-34-1437
	子ども医療費助成	• 受給者証の返還届、口座変更	
	児童手当	• 受給事由消滅届、口座変更	
児	児童扶養手当	• 資格喪失届、受給者証の返還、口座変更	
童福	特別児童扶養手当	• 資格喪失届、受給者証の返還、口座変更 子ど	も未来課
祉	母子•父子医療費助成	• 受給資格変更届、受給者証の返還、口座変更 O223	3-34-1225
	保育所(園)・幼稚園・児 童クラブ	• 各利用施設までお問い合わせください。	
	町税(町民税・固定資産 税)の納入	・ 当町に個人町県民税・固定資産税の 納税義務のある方が死亡された場合、その関係書類を受領する相続人 代表者の届け出が必要です(相続人 代表者届出書)。詳しくは担当課ま でお問い合わせください。	
税 金 金	バイク等のナンバー (125cc以下)	□ 標識交付証明書 税務	課 3-34-1112
	□座振替	・ 亡くなった方の口座から町税等を口 座振替していた場合、口座の変更等 が必要となります。	
	相続税	<ul><li>担は形の中生が心面な担合がなります。</li></ul>	南税務署 -306-8001

	主な手続きの種類	手続きの内容・必要なもの	手続き窓口
土地・・	相続登記の申請 ※令和6年4月1日から 相続登記の申請が義 務化されます。	・ 土地・建物を所管する法務局に、相続登記の申請をする必要がありま詳しくは法務局にご相談ください。  仙台法局 相続登記 もおろう	仙台法務局 名取出張所 022-382-3694 仙台法務局民事 行政部不動産登 記部門 022-225-5767
建物	未登記家屋の名義変更	<ul><li>登記してい ない家屋の 名義を変更</li><li>□ 遺産分割協議書</li></ul>	税務課 0223-34-1112
	農地の相続	・ 相続登記終了後に届出をしてください。	農業委員会 0223-34-0504
その	上下水道使用者名義変更等	・ 上下水道使用者変更届・給水使用中 止届等の手続きをしてください。	上下水道課 (水道お客様センター) 0223-35-6881
他(役場	町営住宅	人数変更、退去届等の手続きが必要です。     詳しくは、宮城県住宅供給公社入居管理課にご確認ください。	宮城県住宅供給 公社入居管理課 022-224-0014
関係)	大の登録内容の変更 	<ul><li>担当課までお問い合わせください。</li></ul>	町民生活課 0223-34-1113
	主な手続きの種類	   手続き窓口	電話番号
国	運転免許証の返納	警察署または運転免許センターに返還で きます。	巨理警察署 0223-34-2111 仙南運転免許センター 0224-53-0111
県等	軽自動車の名義変更・廃車 等	軽自動車車検協会 宮城主管事務所 ※四輪(三輪を含む)	050-3816-1830
への手	普通自動車・小型二輪 (250cc超)の名義変更・ 廃車等	東北運輸局宮城運輸支局 ※二輪の軽自動車(126cc~250cc以下) を含む	050-5540-2011
続き	県営住宅	宮城県住宅供給公社 入居管理課	022-224-0014
	恩給	総務省政策統括官恩給担当 (恩給相談室)	03-5273-1400

### 【官公庁以外の手続き】

主な手続きの種類	主な手続きの内容	手続き窓口
固定電話・携帯電話	名義変更・解約	各電話・携帯電話会社
インターネット回線・サービスプ ロバイダー	名義変更・解約	各回線・サービスプロバイダー会 社
電気・ガス・浄化槽・NHK	名義変更・解約	電気・ガス・浄化槽・NHK各会社
簡易保険・生命保険	保険金の請求等	郵便局、契約している保険会社
各金融機関	名義変更 • 解約等	契約している各金融機関
クレジットカード	退会	契約しているクレジット会社
新聞・雑誌等の購読手続き	名義変更・解約	契約している販売店

### 相続に関する専門家の相談について

相続に関しては、専門家の知識が多く必要になる場合があります。以下の相談場所に各自お問い合わせください。

○相続全般に関する相談(祝日・年末年始を除く)

名 称	相談日	場 所	予約・問合せ先
行政書士による無料相 談会 【事前予約優先】	毎月第2水曜日 13:00~16:00	亘理町役場1階 小会議室(東)	宮城県行政書士会 1 <b>2</b> 022-353-7213
宮城県行政書士会 (行政書士紹介を 行っています)	月~金曜日 10:00~16:00	仙台市宮城野区榴 岡4丁目5-2 宮城野センタービ ル4階401	月~金曜日9:00~17:00
宮城県司法書士会 (司法書士紹介を 行っています)	月·水·金曜日 14:00~16:00	無料面接相談 【完全予約制】 仙台市青葉区春日 町8-1	宮城県司法書士会 ☎022-263-6755 月~金曜日9:00~17:00
	月・水・金曜日 13:30~16;30	無料電話相談	宮城県司法書士会 全022-221-6870

〇弁護士相談【資力が一定額以下であれば、3回まで無料で相談を受けられます。詳 詳細は、下記の機関へ連絡してください。電話相談可。(祝日・年末年始を除く)

名 称	相談日	場所	予約・問合せ先
仙台弁護士会 【完全予約制】	仙台法律相談センター 昼間月〜金 10:00〜12:00 13:00〜15:00 夜間:月·木 18:00〜19:30 土曜 9:30〜12:30	仙台市青葉区一番 町2-9-18	仙台弁護士会事務局 ☎022-223-2383 月~金 9:00~12:00 13:00~17:00
	県南法律相談センター 昼間:火・木曜日 10:30~12:00 13:00~16:30	大河原町字町91	
法テラス宮城 【完全予約制】	月~金曜 10:00~12:00 13:00~16:00	仙台市青葉区一番 町3-6-1一番町平 和ビル6階	法テラス宮城 ☎0570-078369 ☎050-3383-5538 月〜金10:00〜12:00 13:00〜16:00

#### 住民票・戸籍の取得について

死亡後の各種手続きには、故人やご遺族のことを証明する住民票の写しや戸籍謄本等が必要となる場合があります。

住民票の写しは住所地の市区町村で、戸籍謄本等はお近くの市区町村で取得(広域交付)できます。請求の際、本人確認書類(申請者の運転免許証・マイナンバーカード等)や故人との関係性がわかる書類(戸籍)の提示を求められる場合があります。

#### 住民票について

- ◆亡くなられた方の住民票が必要となった場合
  - ・住民票の除票を申請してください。交付できるのは、除票を利用する正当な 理由(相続手続き等)がある場合に限ります。
    - ※申請理由、目的が分かる書類の提示を求められる場合があります。
    - ※個人番号(マイナンバー)・住民票コードは表示できません。
  - ※他市区町村の場合、郵便請求することができます。 ⇒ 別紙1

--- 必要書類は各自治体にご確認ください。

#### 戸籍について

- ◆亡くなられた方の戸籍(戸籍・除籍・原戸籍)などが必要となった場合
  - ・本籍が亘理町

死亡事項記載に日数を要します。取得可能となる日については、町民生活課へお問い合わせください。(☎0223-34-1113)

本籍が他市区町村(戸籍の広域交付)本人及び直系親族の戸籍謄本等は、本籍地以外の市区町村でも取得可能です。

※委任状の場合、本籍地に郵便請求してください。 ⇒ **別紙2** 

-----必要書類は各自治体にご確認ください。

◆出生から死亡までの戸籍(故人が生まれてから亡くなるまですべての戸籍)の取得

相続人を特定するために、被相続人(故人)の「出生から死亡までの戸籍」が必要となることがあります。1つの戸籍に出生や死亡の記載はありますが、相続人の特定や確認をするためには、何通にもなることが多く、最終本籍地だけでは揃えられないことがあります。

- ◆戸籍の取り方
  - ① 故人の本籍のあるところで、「出生から死亡まで」の戸籍を申請してください。 ※手続き先に、必要な戸籍(出生あるいは15歳、結婚等の場合あり)を確認してから申請。
  - ② 戸籍を請求できる方
    - ・ 戸籍に記載のある者(本人) または配偶者
    - 直系尊属(父母・祖父母など)⇒ 兄弟・姉妹は傍系血族のため含まれません。
    - 直系卑属(子・孫など)
    - ※ 上記以外の者が戸籍を取得する場合、権利や手続き先等の書類の提示を求める場合や戸籍が請求できる方からの委任状が必要となる場合もあります。 ご確認ください。
  - ③ 戸籍の広域交付について

本籍地以外で戸籍を取得する場合、状況によっては時間がかかり、当日交付されない場合もあります。時間に余裕をもってお手続きをお願いします。

### 委任状に関するご案内

死亡に伴う手続きにおいて、戸籍や住民票、税に関する証明書の請求、年金の 手続きなどを相続人や請求者ご本人が行うことが困難な場合、委任状があれば、 代理の方が行うことができます。

委任状は、委任するご本人(委任者)が内容をすべて記入のうえ、署名押印 いただくようお願いします。 やむをえず委任するご本人以外が代筆等される場合は、委任状の提出先にご 確認ください。

※ 次ページ以降に委任状の様式が備えてあります。コピーもしくは切り離してご利用ください。 ⇒ 別紙3

### 郵便請求に関するご案内

遠方にお住まいなどの理由で、窓口で各種証明書の請求ができない場合、郵便で 請求することができます。

- ◆必要なもの
  - 申請書
  - 手数料分の定額小為替(郵便局やゆうちょ銀行で購入できます。)※手数料は市区町村によって異なります。必ずご確認ください。
  - ・返信用封筒に請求をする人の住所(住民登録している所)を記入し切手を貼ってください。
  - 身分証(運転免許証や健康保険証)のコピー

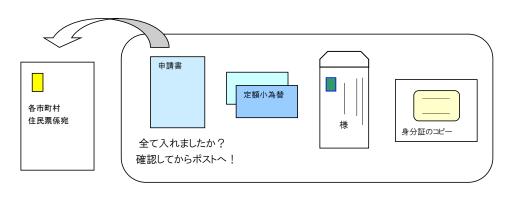
⇒すべてを同封の上、該当の市区町村へお送りください。

- ※請求する人と故人との関係がわかる資料(戸籍)を求められる場合があります。
- ※ 次ページ以降に郵便請求の様式が備えてあります。コピーもしくは切り離してご利用ください。
- ◆◆委仟状・郵便請求に関する不明な点は下記にお問い合わせください◆◆
- 戸籍謄本等・住民票の写しについて町民生活課 ☎0223-34-1113
- 税に関する証明書について税 務 課 ☎0223-34-1112

×	T	

### 住民票の写し等交付申請書(郵送用)

	打 長	様				令和	年	E )	1 日	1
請求をする方	住	所								
す	フリ	ガナ				日中道	単絡て	できる記	電話番号	-
る   方 	氏	名				<b>5</b>	_		_	
	口本	人(	現住所が亘理町以外の方は亘理	町での住	所を記入し	て下さい	。)			
	住	所	亘理町							
   チ	回亘	理町	での同一世帯員(亘理町での住	E所を記入	して下さい	١. )				
エ(シンボン)	住	所	亘理町							
ェックしてください) (該当するものに 必要とする方	氏	名			明 大 昭平 令	年		月	日生	Ė
だいカ	ロその他 (委任状または疎明資料等が必要です。)									
เง็	住	所	亘理町							
	氏	名			明 大 昭 平 令	年		月	日生	Ė
		1. '	住民票世帯全員の写し		通	-	通	300	D円	
必		2.	住民票個人の写し		通	-	通	300	D円	
安   な		3.	除票(除かれた住民票)		通	-	通	300	D円	
必 要 な 証 明	本籍・続柄等の表示(チェックがなければ省略されます)									
書	□本籍(国籍)・筆頭者を表示する □世帯主・続柄を表示する □住民票□ードを表示す				<b>ドする</b>					
	□個人番号を表示する □その他( )					)				
使	1.	運転:	免許証							
い	2. 登記関係									
みち	3. 自動車の登録									
	4.	その	他(						)	
,	定額小	\為替	<u>円</u> ・返信用切手_	(	円)を貼	った封筒を	同封	します	١.	



※証明書は請求者の住所地(住民登録しているところ)以外に送ることができません。

### □住民票の写し等交付申請のご案内□

#### 亘理町に住所のある方の住民票は次のいずれかの方法で取ることができます。

#### 1 亘理町役場、各地区交流センターに行って申請する。

月~金曜日(祝日はのぞく)の8時30分~17時15分までに申請してください。

#### 2 マイナンバーカードを使ってコンビニ交付を利用する。

6時30分から23時まで、セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップなら、全国どこのコンビニでも利用可能です。※土・日・祝日も利用できます。(システムメンテナンス日除く)ただし、除票は発行できません。

#### 3 亘理町以外の役所に行って申請する。

全国の住民基本台帳がネットワークで結ばれているので(住基ネット)全国どこの市町村でも自分の住民票の写しが取れます。申請時には官公庁発行の写真付身分証明書(運転免許証、個人番号カードなど)、もしくは住基カードが必要です。ただし、本籍の記載がある住民票及び住民票除票は交付できません。

#### 4 郵便で申請する。

次の①、②、③、④を同封して郵送してください。

- ① 住民票の写し等交付申請書
- ② 手数料分の定額小為替(郵便局で取り扱っています)
- ③ 返信用封筒
  - → <u>返信用封筒には請求をする人の住所(住民登録しているところ)、氏名を記入し</u> 切手を貼ってください。

通数が多い場合は、念のため返信用の切手を余分に同封してください。 お急ぎのときは速達分の切手を貼ってください。

④ 請求をする人の身分を確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)のコピー

#### ⊠郵送先匩

T989-2393

亘理町字悠里1番地(専用郵便番号のため住所の省略可)

亘理町役場町民生活課 宛

#### [手数料(一通につき)]

住民票世帯全員の写し	住民票個人の写し	除票
300円	300円	300円

#### 本人または本人と同一世帯以外の方が請求する場合は添付書類が異なりますのでお問い合わせください。

問い合わせ

亘理町役場 町民生活課

20223-34-1113

## 戸籍謄抄本等交付申請書(郵送用)

長 様 令和 年 月 日

請求をする人	住 所										
	フリガナ				日中連絡できる電話番号						
	氏 名					_	_				
	請求をする人から 請求対象者との	-									
請求対象者の戸籍	本 籍										
	筆頭者氏名				明·大 昭·平·令	年	月	日生			
	請求対象者の氏名			明·大 昭·平·令	年	月	日生				
何が必要ですか?		謄本(	全部事項証明)	抄本(一部事	項証明)	手数料	【亘理	町】			
	戸 籍		通	通		1通 450円					
	除籍		通	通		1通 750円					
	原 戸 籍		通	通		1通	750	円			
	附 票		通		通	1通	300	円			
		□戸籍の表示 □在外選挙人名簿 ※チェックがなければ省略します									
	戸籍電子証明書 提供用識別符号		通			1通	400	円			
	除籍電子証明書 提供用識別符号	通				1通	700	円			
	身分証明書			通		1通	300	円			
	独身証明書	独身証明書		通		1通	300	円			
必要	1. 対象者の現在の戸籍										
女 な st	2. 対象者が出まれてから亡くなるまでの一連の戸籍										
必要な証明書の範囲	3. 対象者がからまでの一連の戸籍										
	4. 対象者が歳から歳までの一連の戸籍										
	5の住所が記載された附票										
	6. その他 ()										
使いみち	1. パスポート申請										
	2. 相続手続き   3. 年金手続き										
	3. + 並于校   4. その他(							)			
定額小為替円・返信用切手 <u>(</u> 円)を貼った封筒を同封します。											
た成り、何日											

## □戸籍謄抄本等交付申請のご案内劃

#### 亘理町に本籍がある方の戸籍謄抄本等は次のいずれかの方法で取ることができます。

1 亘理町役場町民生活課、各地区交流センターで申請する。

月~金曜日(祝日はのぞく)の8時30分~17時15分までに申請してください。

2 マイナンバーカードを使ってコンビニ交付を利用する。

6時30分から23時まで、セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップなら全国どこのコンビニでも利用可能です。※土・日・祝日も利用できます。(システムメンテナンス日を除く)

ただし、戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票のみ発行可能です。詳しくはお問い合わせください。

3 亘理町以外の市区町村役場で申請する。(広域交付)

本人・本人の直系親族の戸籍謄本等は、本籍地以外の市区町村でも発行できます。開庁日時 や必要書類は申請する市区町村へお問い合わせください。

※広域交付で発行できるのは戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本です。それ以外の戸籍の附票や身分証明書などは発行できません。

#### 4 郵便で申請する。

次の(1)、(2)、(3)、(4)を同封して郵送してください。

- ① 戸籍謄抄本等交付申請書
- ② 手数料分の定額小為替(郵便局で取り扱っています)
- ③ 返信用封筒
  - →返信用封筒には請求をする人の住所(住民登録しているところ)を記入し

切手を貼ってください。

通数が多い場合は、念のため返信用の切手を多めに同封してください。

お急ぎのときは速達分の切手を貼ってください。

④ 請求をする人の身分を確認できるもののコピー

官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カードなど) 官公署発行の写真なし身分証明書(健康保険証、介護保険証)

⊠郵送先᠍

T989-2393

(専用郵便番号のため住所省略可)

亘理町字悠里1番地

亘理町役場町民生活課 宛

☎問い合わせ先☎

亘理町役場町民生活課

0223-34-1113

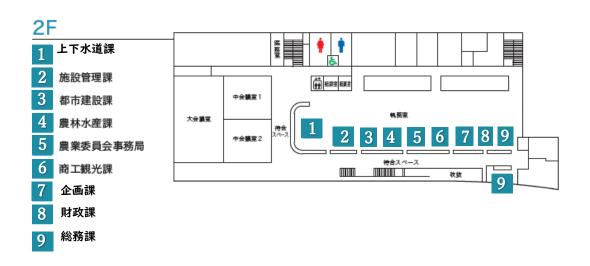
直系親族以外の方が請求をする場合は添付書類が異なりますのでお問い合わせください。

## 委 任 状

(あて先)	長		年	月	日							
代理人(頼まれて窓口に来	る方)											
住所												
氏名												
上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。												
委任者(頼む方)												
住所												
氏名	(FI)	生年月日	年	月	日							
日中に連絡のつくご連絡先												
委任事項(委任する事項に	ぶざロを ス わてく	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙										
□ □		、たという 金の未支給請求又は	遺族年金の	請求及	び							
相続手続きに必要とな	る戸籍(除籍・己	<b>收製原戸籍)謄(抄</b>	)本、及び	住民票								
(除票)の交付申請及び受領に関する権限												
	の死亡に伴う遺カ	矢年金の請求の手続	きに必要な	課税								
(所得)証明書・非課税証明書の交付申請及び受領に関する権限												
	の死亡に伴る相談	≛烝≕.夕美亦亩 <i>⊫</i>	休田士2田	宁姿产	≡v/æ							
□の死亡に伴う相続登記・名義変更に使用する固定資産評価 証明書・公課証明書の交付申請及び受領に関する権限												
	の死亡に伴う		)に関	ナス佐	RE							

## 役場庁舎案内図







「おくやみのしおり」に関する手続きは、2 町民生活課総合窓口でご案内します。

亘理町役場 町民生活課 町民班〒989-2393

宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地

☎0223-34-1113 令和6年3月発行